

介護老人保健施設 グリーンヒル幸寿園

重要事項説明書

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 グリーンヒル幸寿園
開設年月日	平成 10 年 11 月 17 日
所在地	佐賀県西松浦郡有田町南原甲 678 番地 1
電話番号	0 9 5 5 - 4 1 - 1 0 7 0
F A X 番号	0 9 5 5 - 4 2 - 2 7 7 1
管理者名	施設長 小嶋 秀夫
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (4 1 5 1 5 8 0 0 1 8 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

(目 的)

介護老人保健施設は、要介護者であって、主としてその心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下での介護や口腔の健康の保持、機能訓練及びその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、居宅復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(運営方針)

施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保

健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	人 員	夜 間
管理者（医 師）	1	
事 務 員	3	1（午後8時）
薬 剤 師	1	
看 護 職 員	8	1
介 護 職 員	2 3	3
支 援 相 談 員	1	
理学又は作業療法士	1	
介護支援専門員	1	
栄 養 士	1	
調 理 員	委託（株）日清医療食品	

※ この人員は介護老人保健施設運営規程に定める基準数であり、常時基準以上の人員を配置致しております。

（職員の職務内容は、次のとおりとする。）

- 一 管理者は、職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。
- 二 医師は、入所者の保健衛生及び医療に関する業務に従事する。
- 三 事務員は施設の事務に従事する。
- 四 薬剤師は、医師の指示に基づき、入所者に対して調剤及び服薬管理指導を行う薬剤業務に従事する。
- 五 看護職員は、医師の指示により入所者の保健衛生及び医療に関する業務の補助に従事する。
- 六 介護職員は、入所者の介護業務に従事する。
- 七 支援相談員は、入所者の生活指導及び相談業務に従事する。
- 八 理学療法士又は作業療法士は、医師の指示により、入所者の機能回復に関する業務に従事する。
- 九 栄養士は、入所者の栄養管理業務に従事する。
- 十 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務等に従事する。
- 十一 調理員は、入所者の給食業務に従事する。

(4) 入所定員等 定員 80名（うち認知専門棟 40名）

療 養 室	居室の種類	2 階	3 階
	1 人部屋	7 室	7 室
	2 人部屋	6 室	6 室
	3 人部屋	3 室	3 室
	4 人部屋	3 室	3 室

2 サービスの内容

- ① 施設サービス計画の立案
 - ② 食事サービス
 - ③ 入浴サービス（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
 - ④ 医学的管理・看護・服薬管理（調剤・処方）
 - ⑤ 介護サービス（日常生活全般）
 - ⑥ 口腔衛生の管理
 - ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、クラブ）
 - ⑧ 相談援助サービス（在宅退所時の支援及び調整も行います）
 - ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑩ 理美容サービス
 - ⑪ 行政手続代行（要介護認定等）
 - ⑫ その他
- ※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、お気軽にお尋ねください。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば居宅に復帰いただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わる全ての専門職種の意見を取り入れ、施設の介護支援専門員によって作成されます。その際、ご本人・身元引受者等のご意見やご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としています。が、医師、看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

介 護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室： 個室・2人部屋・3人部屋・4人部屋

※個室代及び多床室代として別途料金をいただきます。

食 事： 朝 食 8時00分 ～ 8時30分

昼 食 12時00分 ～ 12時30分

夕 食 18時00分 ～ 18時30分

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。利用者の身体状況及び、御家族の希望等により居室での食事も可能です。

入 浴： 週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容： 月1回、又は要望に応じて理美容サービスを実施します。

(理美容サービスは、別途料金をいただきます。)

3 協力医療機関

◇他機関・施設との連携

(協力医療機関への受診)

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

▼ 当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

協力医療機関

名 称 山元記念病院

院 長 小川 健一

住 所 伊万里市二里町八谷搦 88 番地 4

協力医療機関

名 称 伊万里有田共立病院

院 長 桃崎 宣明

住 所 西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

協力医療機関

名 称 山のサナーレクリニック（旧伊万里保養院）

院 長 富田 均

住 所 伊万里市立花町 245 番地

協力歯科医療機関

名 称 家永歯科医院

院 長 家永 健次

住 所 西松浦郡有田町南原甲 630 番地 3

◇他施設の紹介

居宅復帰が困難な場合又は当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇身体拘束に関して

当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録することとし、その際には身元引受者等の同意をいただきます。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

（来訪・面会）

面会時間午前 9 時から午後 8 時までです。

来訪者は面会時間を厳守し、必ず面会簿への記載をお願い致します。

来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。

（外出・外泊）

外出・外泊の際には必ず行き先と帰園日時を職員に申し出てください。

（設備・備品の利用）

施設内の設備・備品は本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

（飲酒・喫煙）

飲酒は禁止いたします。

喫煙については敷地内全面禁煙となっております。御理解と御協力をお願いします。

(所持品の管理)

所持品の管理には、十分に気をつけてください。

(現金・貴重品の管理)

現金、貴重品等は紛失・破損防止のために施設内に持ち込まないようにしてください。

但し、預かり金として管理を依頼された場合は事務所で適正に管理致します。

(宗教活動・政治活動)

施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(動物飼育)

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(施設での看取りケアの対応)

入所中の利用者が病気等の悪化により人生の最終段階と判断された際には、利用者、家族の意向のもと、施設医師、施設各専門職と協議を行い、施設での看取りケアを行います。状態変化に伴う対応や家族面会を行ってもらうため看取りケアの際には個室に部屋替えを行わせてもらう場合があります、個室利用中は個室料金を請求させていただきます。

◇ 介護老人保健施設における病院受診について

- 1 入所中における標準的な医療行為は、施設の医師が担当致します。より専門的な診療が必要と認められた場合、協力医療機関、協力歯科診療機関との連携のもと、施設からの依頼により行われることとなっています。
- 2 法令上、「主治医（いままでかかっていた病院）は、入所中の方に依頼状なしに診療、検査、投薬、処方箋の交付等をしてはいけない。」ということになっておりますので、身体の状態になんらかの異常が生じた場合は速やかに施設の医師、看護師に御相談下さい。
- 3 外出、外泊時も、治療等は入所中の施設の管理となりますので、一般の医療機関の受診には施設からの依頼状が必要となります。外出、外泊時に万が一状態が急変された場合等は、すぐに当施設へ必ず御連絡下さい。

5 非常災害対策

(災害時等の対応)

感染症や非常災害等の発生時においては、「介護老人保健施設グリーンヒル幸寿園消防計画」、「介護老人保健施設グリーンヒル幸寿園業務継続計画」にのっとり対応をおこないます。

(防火避難訓練)

「介護老人保健施設グリーンヒル幸寿園消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。

(防火設備)

スプリンクラー設備、避難階段設備、自動火災報知器設備、誘導灯及び誘導標識
ガス漏れ報知器、防火戸、防火シャッター、屋内消火栓設備、非常用電源設備、
避難口（非常口）設備、避難器具設備、非常警報設備、カーテン・布団防火性能

6 人権擁護・虐待防止等の対策

当施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を遵守するとともに、対策等の委員会及び虐待等の防止のための指針を整備し、利用者及び家族、職員の権利擁護に努めます。

7 禁 止 事 項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。又、食品衛生法並びに安全管理を第一に考え、入所者への飲食物類の持ち込み及び差し入れ等については、堅くお断りを申し上げます。

◇ 苦情・要望等について

施設に対する要望や苦情などは、「施設介護支援専門員」又は「支援相談担当者」にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。尚、担当者不在時は随時施設の職員が対応致し、後日、担当者よりご連絡致します。そのほか、事務室前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設には「介護支援専門員」並びに「支援相談員」が常時勤務しております。何か、疑問に思われました事や、ご質問等などがございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。（電話 0955-41-1070）

また、当園以外の苦情相談窓口として下記がございます。

○名 称：佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係

所在地：佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館

電 話：0952-26-1477

○名 称：有田町健康福祉課 介護保険係り担当

所在地：有田町南原甲664番地4 有田町福祉保健センター内

電 話：0955-43-2196

施設入所サービス利用料金について

※下記は介護保険法の定める利用者負担の1割負担分での算出金額となります。負担割合が2割、3割の方は別途ご説明いたします。

(1) 基本料金（介護保険法に基づく給付負担金）

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び療養環境によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

	従来型個室	多床室（2人部屋以上）
要介護1	717円	793円
要介護2	763円	843円
要介護3	828円	908円
要介護4	883円	961円
要介護5	932円	1,012円

施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、夜勤職員配置加算として、上記料金に24円加算されます。

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等が共同し、リハビリテーション実施計画の質を継続して管理し、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他の必要な情報を活用している場合に、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として、上記料金に加算されます。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）53円/月

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）33円/月

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、集中的にリハビリテーションを行い（3ヶ月以内）、ADL等を定期的に評価、見直しを行うとともに、厚生労働省に情報提供を行った場合に短期集中リハビリテーション実施加算として、上記料金に258円加算されます。

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴

覚士が集中的なリハビリテーションを行った場合（3ヶ月以内）には、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1週に3日を限度として上記料金に加算されます。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）240円

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）120円

認知症専門棟入所の場合には、認知症ケア加算として、上記料金に76円加算されます。

若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合には、若年性認知症入所受入加算として、上記料金に120円加算されます。

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて362円となります。

外泊された際に、介護老人保健施設より提供される在宅サービスを利用した場合は上記料金に代えて800円算定されます。

ターミナルケア加算

- 1) 死亡日以前31日以上45日以下については、72円加算されます。
- 2) 死亡日以前4日以上30日以下については、160円加算されます。
- 3) 死亡日以前2日以上3日以下については、910円加算されます。
- 4) 死亡日当日については、1,900円加算されます。

急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設へ入所された場合（Ⅰ）、それ以外の場合（Ⅱ）においては入所日を起算として入所後30日間に限って上記料金に加算されます。

初期加算（Ⅰ）60円

初期加算（Ⅱ）30円

入所・退所時指導等加算（在宅及び医療機関及び他施設からの入所時、施設から在宅及び医療機関、他施設に退所される場合）上記料金にそれぞれ別途加算されます。

- 1) 入所前又は入所直後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合

入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450円

- 2) 入所前又は入所直後に居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 480円

- 3) 入所者の試行的な退所時に入所者及び御家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合

試行的退所時指導加算 400円

- 4) 居宅及び社会福祉施設等に退所後、当該主治医に対して入所者の心身の状況、生活歴等の情報を含めた診療情報を提供した場合（Ⅰ）、退所後に医療機関に入院された際に当該医療機関に入所者の心身の状況、生活歴等の情報を含めた診療情報を提供した場合（Ⅱ）

退所時情報提供加算（Ⅰ） 500円

退所時情報提供加算（Ⅱ） 250円

- 5) 入所前後に入所者が退所後に希望する指定居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合

入退所前連携加算（Ⅰ） 600円

- 6) 退所に先立ち、入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、必要な情報を提供し、且つ当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合

入退所前連携加算（Ⅱ） 400円

訪問看護指示加算

入所者の退所時に、施設医師が診療に基づき、訪問看護指示書を交付した場合

訪問看護指示加算 300円

栄養マネジメント強化加算

入所者のごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に加算されます。

栄養マネジメント強化加算 11円

退所時栄養情報連携加算

特別食を必要とする入所者又は 低栄養状態にあると医師が判断した入所者が施設から退所する際、居宅であれば当該入所者の主治医医療機関、介護支援専門員に、病院等又は他介護保険施設に入院又は入所する場合は医療機関等に対して、入所者の同意を得て、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した時に、1月につき1回を限度として所定単位数を加算されます。

退所時栄養情報連携加算 70円

再入所時栄養連携加算

入所者が医療機関に入院し、施設再入所される際に、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合、施設の管理栄養士と医療機関の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成し、再入所された場合に加算されます。

再入所時栄養連携加算 200円

経口移行加算

経管により食事を摂取する入所者について、経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に加算されます。

経口移行加算 28円

経口維持加算

経口維持加算（Ⅰ）

摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に加算されます。

経口維持加算（Ⅰ） 400円/月

経口維持加算（Ⅱ）

協力歯科医療機関を定め、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。

経口維持加算（Ⅱ） 100円/月

口腔衛生管理加算

口腔衛生管理加算（Ⅰ）

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔衛生等の管理を月2回以上行った場合に加算されます。

口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円/月

口腔衛生管理加算（Ⅱ）

口腔衛生加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、管理の実施に当たって当該情報、その他の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。

口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110円/月

療養食加算

医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算されます。

療養食加算 6円/食

※療養食：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する
糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常
症食、痛風食及び特別な場合の検査食

かかりつけ医療連携薬剤調整加算

入所後、退所前後にかかりつけ医と内服薬についての情報提供等の連携を行い、厚生労働省への情報提出、当該情報、薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、内服薬を減薬することができた場合に算定要件に準じて退所時に加算されます。

かかりつけ医療連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 140円

かかりつけ医療連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ 70円

かかりつけ医療連携薬剤調整加算（Ⅱ） 240円

かかりつけ医療連携薬剤調整加算（Ⅲ） 100円

褥瘡マネジメント加算

入所者等ごとに褥瘡の発生と関連リスクについて評価を行い、厚生労働省に情報提出し、当該情報等を活用、他職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合に加算されます。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3 円/月

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13 円/月

排泄支援加算

排泄に介助を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価するとともに、厚生労働省に提出、排泄支援に当たって当該情報等を活用し、多職種が共同して排泄支援を継続した場合に加算されます。

排泄支援加算（Ⅰ） 10 円/月

排泄支援加算（Ⅱ） 15 円/月

排泄支援加算（Ⅲ） 20 円/月

認知症専門ケア加算

特別な研修を受けた職員を配置し専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます。

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 円

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 円

認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に加算されます。（上記の認知症専門ケア加算との同時算定はありません。）

認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150 円/月

認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120 円/月

緊急時施設療養費

1) 入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となった場合において救急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として算定されます。

緊急時治療管理 518 円

2) 厚生労働省が定める規定をみたした、リハビリテーションや処置等を行った場合に、定められた点数に 10 円を乗じて得た額を算定されます。

特定治療（点数×10）円

所定疾患施設療養費

肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の疾患が認められる入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に連続する規定日数を限度

に算定をされます。

所定疾患施設療養費Ⅰ 239円

所定疾患施設療養費Ⅱ 480円

認知症行動・心理症状態緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理状態が認められたため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対して、入所した日から起算して7日を限度として算定されます。

認知症行動・心理症状態緊急対応加算 200円

協力医療機関連携加算

協力医療機関との連携体制を構築するために、協力医療機関との間で入所者の同意を得て、現病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定されます。

協力医療機関連携加算（Ⅰ） 100円/月（令和6年度）

協力医療機関連携加算（Ⅰ） 50円/月（令和7年度）

協力医療機関連携加算（Ⅱ） 5円/月

高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時に感染者の診療等を実施する医療機関と連携体制を構築。一般的な感染症について協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、連携して対応等を行っている場合に算定されます。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10円/月

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5円/月

新興感染症等施設療養費

入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対して、適切な感染症対策を行った上で介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定されます。

新興感染症等施設療養費 240円/日

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

規定の要件をみたし、在宅復帰・在宅療養支援機能を強化し支援を行った場合に算

定されます。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51円

自立支援促進加算

医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を行い、他職種共同にて自立支援に係る支援計画の策定、ケアの実施を行い、その結果等を厚生労働省に提出、当該情報等を活用している場合に加算されます。

自立支援促進加算 300円/月

科学的介護推進体制加算

入所者・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報等を厚生労働省に提出し、サービス提供に当たって当該情報やその他の必要な情報を活用している場合に加算されます。

科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40円/月

科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 60円/月

安全対策体制加算

施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回を限度として加算されます。

安全対策体制加算 20円

サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合、上記料金に22円加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上、上記料金に18円加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、又は看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上、又は勤続7年以上の利用者の介護に携わる職員が30%以上の場合、上記料金に6円加算されます。

介護職員処遇改善加算

① 介護職員処遇改善加算

サービス事業所が介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じている場合に加算されます。

(I) 上記に該当する合計値の75/1000 (7.5%)

(2) その他の料金 (介護保険法の給付対象にならない負担金)

①従来型個室 居住費 (滞在費+水光熱費)

1728円/日 (基準費用額) (利用者負担第4段階以上の方)

550円/日 (利用者負担第1段階の方)

550円/日 (利用者負担第2段階の方)

1370円/日 (利用者負担第3段階①、②の方)

② 多床室 (2~4人部屋) 居住費 (滞在費+水光熱費)

437円/日 (利用者負担第4段階以上の方)

0円/日 (利用者負担第1段階の方)

430円/日 (利用者負担第2段階の方)

430円/日 (利用者負担第3段階の方)

③食 費 1日当たり (令和3年8月1日より自己負担となります。)

1445円/日 (基準費用額) (利用者負担第4段階以上の方)

(朝食: 395円 昼食: 525円 夕食: 525円)

300円/日 (利用者負担第1段階)

390円/日 (利用者負担第2段階)

650円/日 (利用者負担第3段階①)

1360円/日 (利用者負担第3段階②)

※但し、利用者負担第1~第3段階①②の場合は介護保険負担限度額認定申請が必要となります。

- | | |
|------------|---|
| ④ 日常生活費 | 1 5 0 円／日 |
| ⑤ 教養娯楽費 | 1 0 0 円／日 |
| ⑥ 洗濯料 | 1 0 0 円／1 k g |
| ⑦ 理美容代（実費） | カット 2 0 0 0 円より パーマ 6 3 0 0 円より
カラー 5 3 0 0 円より（それぞれのご希望に応じます） |

※理美容費用については預り金よりの徴収とさせていただきます。

(3) 支払い方法

利用料金のお支払いは原則、口座振り込みになります。毎月 10 日以降に前月分の請求書を発行・郵送いたしますので、その月の末日までに下記口座にお振込みをお願いします。また、振込手数料に関しましてはご入所者様・ご家族様のご負担でお願い申し上げます。お振込みが確認されましたら、領収証をその月の請求書と共に郵送させていただきます。

振込先情報：西日本シティ銀行伊万里支店 普通 0 6 5 6 9 4 4

社会医療法人謙仁会 グリーンヒル幸寿園 理事長 山元 謙太郎

※1 お振込みの際は入所者様のお名前でお振込みをお願いいたします。

どうしてもご家族様のお名前での振込みをお希望される場合は、事前に幸寿園までご連絡いただきますようお願いいたします。

※2 高齢者の単身世帯及び高齢者世帯等により、どうしてもお振込での支払いが難しい場合は、事前にご相談下さい。

▼ その他の費用（保険給付外）についてのご説明 ▼

介護保険の対象とならない利用サービスに対するご利用者の方々の費用について、下記のとおりご説明を申し上げます。

②上記①以外の費用について

費用の対象	金 額	費 用 の 内 容	ご希望
日常生活費	150円（1日につき）	石鹸・入浴剤・タオル・バスタオル・シャンプー・リンス・ボディシャンプー・ティシュペーパー等	
教養娯楽費	100円（1日につき）	クラブ材料代等（陶芸・書道を含む） 写真代・幸寿園だより・各種イベント等	
洗濯料	100円（1Kg）	施設へ依頼された時。利用者の個人所有物に限ります。尚、重量は洗濯後の乾燥した状態で測定いたします。 ※汚染等の場合は施設洗濯を行いますのでご了承下さい。	

※上記の費用は、利用者の方が「希望」され発生した項目のみ費用が生じます。

※自宅洗濯を希望された場合でも、汚染等のため衛生管理が必要である場合は施設洗濯を行いますのでご了承下さい。

※オムツ使用に係る費用に関しては利用者のご負担はございません。

▼ 預り金管理についてのご説明 ▼

利用者が施設へ入所するに当たり、施設での「その他の費用」以外に発生する費用に対して、預り金として施設で小遣い金程度の金額をお預かり申し上げます。（この際、金額が高額にならないようお願いします。） 尚、収支につきましては、毎月のご利用料のお支払い時に、月毎の明細をお渡しし御確認頂きます。
施設での<u>理美容サービスを希望されます際は</u>、そのお支払いにつきましては預り金よりの精算となりますので、約款に掲載しております料金を、預り金より差し引き致しますことにご承諾をお願い申し上げます。（希望時は、ご家族様へ確認の連絡をさせていただきます。）

介護ロボット・ICT を活用した見守り対策について

施設ではご利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・センサーを使用するシステム（以下、「見守りシステム」という）の使用を行います。使用については下記の内容で運用を行います。

(1) 見守りシステム使用について

【見守りシステムの使用目的】

ご利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニター観察、対応を行います。

【カメラ及びモニターの使用手法】

- [illegible]

- | | |
|----------|---------------|
| モニター | 各階ステーション |
| スマホタブレット | 各階1台（主に夜間帯使用） |

- ② 確認方法 ステーションにてモニター確認
夜間巡回中にスマホタブレット携帯、コール時に確認

【データの管理方法】

画像は事故予防、事故発生時の早期発見のために職員が適宜モニターとして使用する事が主たる目的であることから、録画した画像の記録については順次、上書きされることを前提としております。

【画像の利用制限】

- ① 画像の利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。
- ② 画像から知り得た情報の使用等については、個人情報保護規定に準じます。

※見守りシステム運用にあたっては、ご利用者様のプライバシー保護に最大限の配慮を行い、管理方法、利用制限を徹底の上対応してまいります。

当施設における個人情報の利用目的について

- 介護保険サービス提供
 - 当施設での介護保険サービスの提供
 - 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等との連携
 - 他の介護保険サービス事業所への紹介、並びに紹介への回答
 - ご利用者様へのサービスの提供にあたっての、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体・検査業務の委託その他の業務委託
 - ご家族等への病状・状態説明
 - その他、ご利用者様への介護保険サービス提供に関する利用
- 介護療養費請求のための事務
 - 当施設での医療・介護・労災保険、公費負担に関する事務
 - 審査支払機関への介護報酬明細書の提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - 公費負担に関する行政機関等への介護報酬明細書の提出、照会への回答
 - その他、医療・介護・および公費負担に関する介護報酬請求のための利用
- 当施設の管理運営業務
 - 会計・経理
 - 介護事故等の報告
 - 当該ご利用者様の介護サービスの向上
 - 入退所等の療養棟管理
 - その他、当施設の管理運営業務に関する利用
- 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設内で行なわれる介護実習への協力
- 当施設での介護の質の向上を目的とした症例研究
- 外部監査機関への情報提供
 - 科学的介護の取り組み推進における厚生労働省への情報提出
- 施設広報に係わる写真の掲載
 - 施設パンフレット
 - 広報誌（幸寿園だより）
 - ホームページ
 - Facebook

幸寿園だより：毎月発行・Facebook へ掲載

ホームページアドレス：<http://www.kenjin-kai.com/koujyuen/>

秘密保持に関する取り扱い及び個人情報の取り扱いについて

- 1 当事業所及び当事業所の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護保健施設サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないものとします。
- 2 当事業所は、当事業所の従業者であった者が、退職後もその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- 3 前第 1 項、第 2 項の規程に拘らず、サービス担当者会議等において、介護サービス計画書を作成するため、若しくは、処遇上必要と判断した場合は、利用者又は利用者の家族の個人情報を提示することについて異議ないものとします。
- 4 当事業所は、施設行事等で撮影を行った写真や映像等を施設広報として、パンフレット、広報誌（幸寿園だより）、ホームページ等で掲載する場合があります。掲載等について同意しがたい場合、その旨をお申し出いただければいつでも変更等行うことが可能です。申し出がない場合については、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。